

# 区民委員会議案説明資料

令和元年6月25日

件名	頁
1 第44号議案 足立区放課後児童健全育成事業の設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	1
2 第45号議案 足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例	3
3 第46号議案 足立区鹿浜いきいき館条例の一部を改正する条例	5
4 第47号議案 足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例の 一部を改正する条例	7
5 第48号議案 権利の放棄について	12

(地域のちから推進部)

第 4 4 号議案説明資料

令和元年 6 月 2 5 日

件 名	足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
所管部課名	地域のちから推進部 住区推進課
内 容	<p>学童保育室職員が放課後児童支援員資格を得るために必要な研修の実施主体が拡大されたことにより、下記のとおり条例の一部を改正する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 改正理由 厚生省令第 6 3 号「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の一部が改正されたことに伴い、規定整備を行うため。</p> <p>2 改正内容（別紙 1 新旧対照表のとおり） 放課後児童支援員は、都道府県知事が行う研修（以下「放課後児童支援員認定資格研修」という。）を修了したものでなければならないこととしている。平成 3 1 年 3 月 2 9 日付厚生労働省令第 5 0 号において、放課後児童支援員認定資格研修の実施の事務・権限については、平成 3 1 年度から政令指定都市も実施できるとされたことを受け、条例第 1 0 条第 3 項本文を改正する。</p> <p>3 適用年月日 平成 3 1 年 4 月 1 日</p>
今後の方針	学童保育における資格取得者の確保に努め、保育の質の向上を図っていく。

足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>○足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例 平成26年10月27日条例第60号</p>	<p>○足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例 平成26年10月27日条例第60号</p>
<p>第1条～第9条 (省略)</p> <p>第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、 放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、<u>東京 都知事</u>が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) (省略)</p> <p>4 (省略)</p> <p>5 (省略)</p> <p>第11条～第21条 (省略)</p>	<p>第1条～第9条 (省略)</p> <p>第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、 放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、<u>都道 府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定 都市の長</u>が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) (省略)</p> <p>4 (省略)</p> <p>5 (省略)</p> <p>第11条～第21条 (省略)</p>
	<p>付 則 (令和元年 月 日条例第 号)</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行し、改正後の足立区放課後児童健全育成事 業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、平成31年4月1日か ら適用する。</u></p>

2

第45号議案説明資料

令和元年6月25日

件名	足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例
所管部課名	地域のちから推進部 住区推進課
内 容	<p>下記のとおり、足立区立学童保育室条例の一部を改正する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 改正理由 令和2年4月1日に足立区立西新井第二小学校内に学童保育室を新規開設するため。</p> <p>2 改正内容（別紙2新旧対照表のとおり） 以下の内容を、足立区立学童保育室条例第2条別表へ追記する。</p> <p>名称：足立区立つぼみ学童保育室 位置：東京都足立区西新井四丁目34番1号</p> <p>3 施行年月日 令和2年4月1日</p> <p>4 その他 開設に伴う設計・工事・初度調弁の費用は平成31年度予算に計上済み。</p>
今後の方針	本議案議決後、指定管理者の公募を行う等の事務を開始する。

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後																		
<p>○足立区立学童保育室条例 昭和51年 3 月 31 日 条例第 22 号</p> <p>別表 (第 2 条 関係)</p> <table border="1" data-bbox="226 391 1084 655"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>足立区立しまねっ子学童保育室</td> <td>東京都足立区島根三丁目28番11号</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>足立区立新田学園学童保育室</td> <td>東京都足立区新田三丁目34番2号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	足立区立しまねっ子学童保育室	東京都足立区島根三丁目28番11号	(省略)		足立区立新田学園学童保育室	東京都足立区新田三丁目34番2号	<p>○足立区立学童保育室条例 昭和51年 3 月 31 日 条例第 22 号</p> <p>別表 (第 2 条 関係)</p> <table border="1" data-bbox="1184 391 2042 745"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>足立区立しまねっ子学童保育室</td> <td>東京都足立区島根三丁目28番11号</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>足立区立新田学園学童保育室</td> <td>東京都足立区新田三丁目34番2号</td> </tr> <tr> <td>足立区立つぼみ学童保育室</td> <td>東京都足立区西新井四丁目34番1号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	足立区立しまねっ子学童保育室	東京都足立区島根三丁目28番11号	(省略)		足立区立新田学園学童保育室	東京都足立区新田三丁目34番2号	足立区立つぼみ学童保育室	東京都足立区西新井四丁目34番1号
名称	位置																		
足立区立しまねっ子学童保育室	東京都足立区島根三丁目28番11号																		
(省略)																			
足立区立新田学園学童保育室	東京都足立区新田三丁目34番2号																		
名称	位置																		
足立区立しまねっ子学童保育室	東京都足立区島根三丁目28番11号																		
(省略)																			
足立区立新田学園学童保育室	東京都足立区新田三丁目34番2号																		
足立区立つぼみ学童保育室	東京都足立区西新井四丁目34番1号																		
	<p><u>付 則 (令和元年 月 日 条例第 号)</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この条例により設置する学童保育室に係る入室の申請、承認その他入室に関する手続及び指定管理者の指定の申請、選定審査その他指定に関する手続については、施行日前においてもこの条例による改正後の足立区立学童保育室条例の規定の例により行うことができる。</p>																		

第46号議案説明資料

令和元年6月25日

件名	足立区鹿浜いきいき館条例の一部を改正する条例
所管部課名	地域のちから推進部 住区推進課
内容	<p>下記のとおり、足立区鹿浜いきいき館条例の一部を改正する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 改正理由 鹿浜いきいき館児童施設の利用時間を通年で午後6時までとするため。</p> <p>2 改正内容（別紙3新旧対照表のとおり） 条例第6条第1項中「（10月から翌年3月までの間は午後5時）」を削除する（2箇所あり）。</p> <p>3 施行年月日 令和元年10月1日</p> <p>4 その他 利用時間延長に伴う人件費は平成31年度予算に計上済み。</p>
今後の方針	児童の入退館時間を保護者が携帯電話等で確認できる「入退室メール配信サービス」を夏休み前までに導入する（事前登録が必要）。

足立区鹿浜いきいき館条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>○足立区鹿浜いきいき館条例 平成20年12月18日条例第68号</p> <p>第1条～第5条 (省略)</p> <p>第6条 児童施設の利用時間は、<u>午前10時から午後6時</u> (10月から翌年3月までの間は午後5時) までとする。ただし、土曜日及び足立区立学校の管理運営に関する規則 (昭和53年足立区教育委員会規則第10号) 第3条第1項第2号アからウまでに定める休業日に当たる日 (休館日を除く。) の利用時間は、<u>午前9時から午後6時</u> (10月から翌年3月までの間は午後5時) までとする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>第7条～第15条 (省略)</p> <p>別表 (省略)</p>	<p>○足立区鹿浜いきいき館条例 平成20年12月18日条例第68号</p> <p>第1条～第5条 (省略)</p> <p>第6条 児童施設の利用時間は、<u>午前10時から午後6時まで</u>とする。ただし、土曜日及び足立区立学校の管理運営に関する規則 (昭和53年足立区教育委員会規則第10号) 第3条第1項第2号アからウまでに定める休業日に当たる日 (休館日を除く。) の利用時間は、<u>午前9時から午後6時まで</u>とする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>第7条～第15条 (省略)</p> <p>別表 (省略)</p>
	<p>付 則 (令和元年 月 日条例第 号) <u>この条例は、令和元年10月1日から施行する。</u></p>

第47号議案説明資料

令和元年6月25日

件名	足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例の一部を改正する条例
所管部課名	地域のちから推進部 地域調整課
内容	<p>下記のとおり、足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例の一部を改正する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 改正理由 落書き禁止と落書きを放置しない努力義務を追加し、また、「喫煙」等における定義を追加・修正するとともに、文字修正をするため。</p> <p>2 主な改正内容(別紙4新旧対照表のとおり)</p> <p>(1) 条例第1条(目的)に、「落書き行為の防止、落書きへの適切な対処」を追加する。</p> <p>(2) 条例第2条(定義)に、次を追加する。 ア(8)に「喫煙」、(11)に「落書き行為」、(12)に「落書き」</p> <p>(3) 条例第3条(区の責務)の(1)に、「落書き行為の防止、落書きへの適切な対処」を追加する。</p> <p>(4) 条例第4条(区民等の責務)に、次を追加する。 第3項 「区民等は、落書きを発見したときは、区に通報するよう努めなければならない。」</p> <p>(5) 条例第9条として、次を追加する。 (工作物の管理者の責務) 「工作物を所有し、又は管理する者は、その工作物に落書き行為をされたときは、落書きを消去するよう努めなければならない。」</p> <p>(6) 条例第10条(禁止行為)に、「(3)落書き行為をすること。」を追加する。</p> <p>3 施行年月日 公布の日から施行する。</p>
今後の方針	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、協働・協創によって、さらなるまちの美化推進に努める。



## 足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例 平成 9 年10月28日条例第25号</p>	<p>○足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例 平成 9 年10月28日条例第25号</p>
<p>改正</p>	<p>改正</p>
<p>平成18年 3 月24日条例第25号</p>	<p>平成18年 3 月24日条例第25号</p>
<p>足立区まちをきれいにする条例を公布する。</p>	<p>足立区まちをきれいにする条例を公布する。</p>
<p>足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例</p>	<p>足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例</p>
<p>（目的）</p>	<p>（目的）</p>
<p>第1条 この条例は、喫煙による火傷その他の被害の防止及びまちの美化について足立区（以下「区」という。）、区民等、事業者及び団体等の責務を明らかにするとともに、<u>歩行喫煙及びごみの散乱防止</u>その他必要な事項を定め、各人がそれを実行することにより、快適な公共空間の確保及びまちの美化の推進を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、喫煙による火傷その他の被害の防止及びまちの美化について足立区（以下「区」という。）、区民等、事業者及び団体等の責務を明らかにするとともに、<u>歩行喫煙、ごみの散乱及び落書き行為の防止、落書きへの適切な対処</u>その他必要な事項を定め、各人がそれを実行することにより、快適な公共空間の確保及びまちの美化の推進を図ることを目的とする。</p>
<p>（定義）</p>	<p>（定義）</p>
<p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p>	<p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p>
<p>(1) ～ (7) (省略)</p>	<p>(1) ～ (7) (省略)</p>
<p>(8) 歩行喫煙 <u>歩行中（自転車等の運転中を含む。）に喫煙し、又は火のついたたばこを所持することをいう。</u></p>	<p>(8) 喫煙 <u>たばこを吸い、又は火のついたたばこを所持することをいう。</u></p>
<p>(9) 受動喫煙 他人のたばこの煙を吸うことをいう。</p>	<p>(9) 歩行喫煙 <u>歩行中又は自転車等の運転中に喫煙をすることをいう。</u></p>
	<p>(10) 受動喫煙 他人のたばこの煙を吸うことをいう。</p>
	<p>(11) 落書き行為 <u>塀、建物その他の工作物（以下「工作物」という。）に所有者又は管理者の許可なく文字、図形等を描くことをいう。</u></p>
	<p>(12) 落書き <u>落書き行為によって表示された文字、図形等をいう。</u></p>

改正前	改正後
<p>(区の責務)</p> <p>第3条 区は、この条例の目的を達成するため、次の各号の施策を実施しなければならない。</p> <p>(1) 喫煙による火傷その他の被害及びごみの散乱防止並びに犬の適正な管理について区民等、事業者及び団体等への意識の啓発に関すること。</p> <p>(2) ～ (5) (省略)</p>	<p>(区の責務)</p> <p>第3条 区は、この条例の目的を達成するため、次の各号の施策を実施しなければならない。</p> <p>(1) 喫煙による火傷その他の被害、<u>ごみの散乱及び落書き行為の防止、落書きへの適切な対処並びに</u>犬の適正な管理について区民等、事業者及び団体等への意識の啓発に関すること。</p> <p>(2) ～ (5) (省略)</p>
<p>(区民等の責務)</p> <p>第4条 区民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等、吸い殻等を持ち帰り、又は定められた場所(ごみ箱又は回収容器等)に収納しなければならない。</p> <p>2 区内に居住する者は、その居住する地域において、ごみの散乱防止について、連帯して意識の醸成を図るとともに、美化活動の充実等に努めなければならない。</p> <p>3 区民等は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力しなければならない。</p>	<p>(区民等の責務)</p> <p>第4条 区民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等、吸い殻等を持ち帰り、又は定められた場所(ごみ箱又は回収容器等)に収納しなければならない。</p> <p>2 区内に居住する者は、その居住する地域において、ごみの散乱防止について、連帯して意識の醸成を図るとともに、美化活動の充実等に努めなければならない。</p> <p>3 区民等は、落書きを発見したときは、<u>区に通報するよう努めなければならない。</u></p> <p>4 区民等は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力しなければならない。</p>
<p>(喫煙者の責務)</p> <p>第5条 (省略)</p>	<p>(喫煙者の責務)</p> <p>第5条 (省略)</p>
<p>(飼い主の責務)</p> <p>第6条 犬を飼養し、又は預かる場合は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 屋外では、犬のふん等の処理をするための用具を携帯し、ふん等を持ち帰るなど適正な処理をすること。</p>	<p>(飼い主の責務)</p> <p>第6条 犬を飼養し、又は預かる場合は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 屋外では、犬のふん等の処理をするための用具を携帯し、ふん等を持ち帰るなど適正な処理をすること。</p>

改正前	改正後
<p>第7条～第8条 (省略)</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第9条 区民等は、公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場 所で次の各号の行為をしてはならない。 (1)～(2) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>第10条 (省略)</p> <p>第11条 (省略)</p> <p>第12条 (省略)</p> <p>第13条 (省略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第14条 第9条第1項の規定に違反して、空き缶等、吸い殻等をみだりに捨 てた者又は犬のふん等の適正な処置を怠った者は、2万円以下の罰金に処 する。</p> <p>2 第10条第2項の規定に違反して、特定区域内において喫煙をした者(区 長が指定した場所において喫煙をした者は除く。)は、2万円以下の過料 に処する。</p> <p>(委任)</p> <p>第15条 (省略)</p> <p>付 則</p>	<p>第7条～第8条 (省略)</p> <p>(工作物の管理者の責務)</p> <p>第9条 <u>工作物を所有し、又は管理する者は、その工作物に落書き行為をさ れたときは、落書きを消去するよう努めなければならない。</u></p> <p>(禁止行為)</p> <p>第10条 区民等は、公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場 所で次の各号の行為をしてはならない。 (1)～(2) (省略) <u>(3) 落書き行為をすること。</u></p> <p>2 (省略)</p> <p>第11条 (省略)</p> <p>第12条 (省略)</p> <p>第13条 (省略)</p> <p>第14条 (省略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第15条 <u>第10条第1項第1号又は第2号の規定に違反して、空き缶等、吸い 殻等をみだりに捨てた者又は犬のふん等の適正な処置を怠った者は、2万 円以下の罰金に処する。</u></p> <p>2 第11条第2項の規定に違反して、特定区域内において喫煙をした者(区 長が指定した場所において喫煙をした者は除く。)は、2万円以下の過料 に処する。</p> <p>(委任)</p> <p>第16条 (省略)</p> <p>付 則</p>

改正前	改正後
(省略)	この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、同年10月1日から施行する。 付 則（平成18年3月24日条例第25号） この条例は、平成18年10月1日から施行する。 付 則（令和元年 月 日条例第 号） この条例は、公布の日から施行する。

第48号議案説明資料

令和元年6月25日

件名	権利の放棄について
所管部課名	地域のちから推進部 中央図書館・区民参画推進課 産業経済部 企業経営支援課
内容	<p>区立図書館等では、返却期日を超過した利用者に対して定期的に督促を行ってきたが、返却の見込みがない未返却の図書資料について、下記のとおり返還請求の権利を放棄する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 放棄する権利の内容 図書館システムで管理している「返却期日から10年超過した資料」及び「返却期日から5年超過且つ督促先不明となった資料」に関する返還請求権</p> <p>2 債務者 足立区伊興五丁目在住者 外 567名（総計568名） （1）返却期日から10年経過 430名 （貸出年：平成19年） （2）返却期日から5年経過且つ督促先不明 138名 （貸出年：平成24年）</p> <p>3 対象資料（別紙5） （1）返却期日から10年経過 1,015冊 1,212,229円 （貸出年：平成19年） （2）返却期日から5年経過且つ督促先不明 345冊 455,072円 （貸出年：平成24年）</p>
今後の方針	継続して督促に取り組むとともに、併せて利用者のマナーアップ向上を図っていく。

1 権利の放棄に至った経緯と今後の見通し

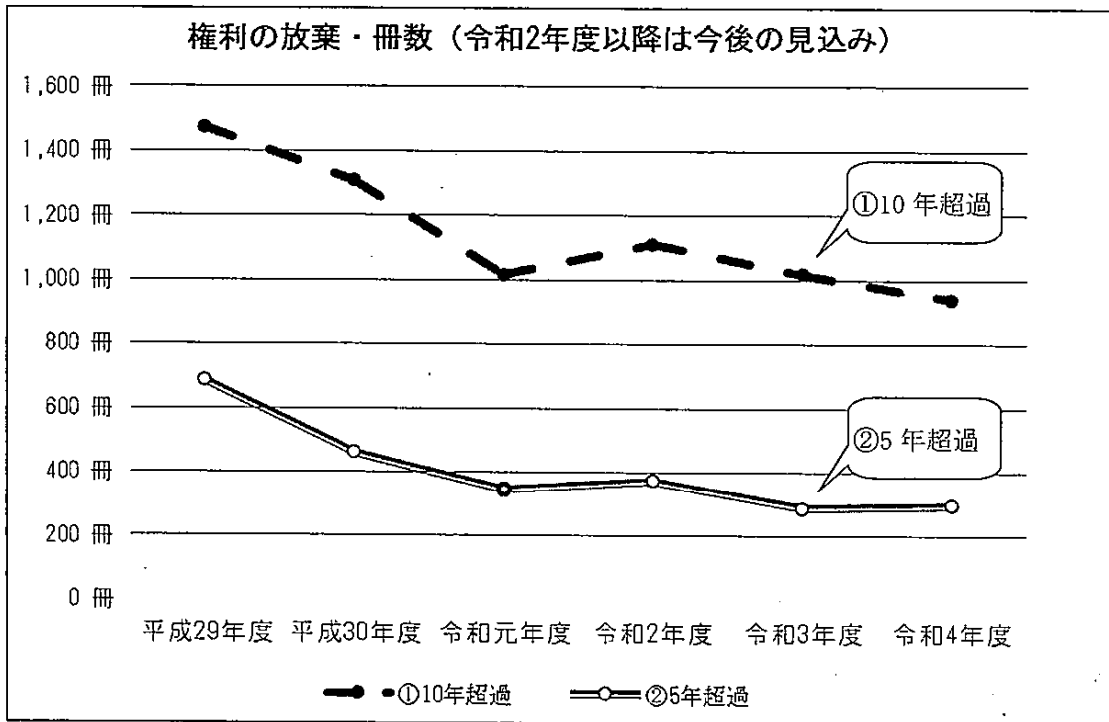
平成26年度監査において、貸出図書の特長未返却への効果的な督促のあり方について意見・要望を受けた。督促強化を図り、その結果を踏まえて、平成28年度に以下の方針を決定した。

- (1) 督促効果の高い1年以内の未返却者に訪問による督促強化を図る。
- (2) 返却見込みのない図書資料については、議決により返還請求権を放棄する。

今後も返還請求権の権利の放棄について議案を提出するが、早期督促の強化により、件数は減少する見込みである。

2 権利の放棄の件数の推移

(1) 実績



	平成29年度	平成30年度	令和元年度	合計
冊数	2,161冊	1,769冊	1,360冊	5,290冊
①	1,474冊	1,307冊	1,015冊	3,796冊
②	687冊	462冊	345冊	1,494冊
人数	875人	703人	568人	2,146人
①	616人	545人	430人	1,591人
②	259人	158人	138人	555人
金額	2,790,943円	2,210,210円	1,667,301円	6,668,454円
①	1,941,179円	1,637,839円	1,212,229円	4,791,247円
②	849,764円	572,371円	455,072円	1,877,207円

(2) 令和元年度における権利の放棄の資料種別・受入金額内訳

ア 資料種別内訳

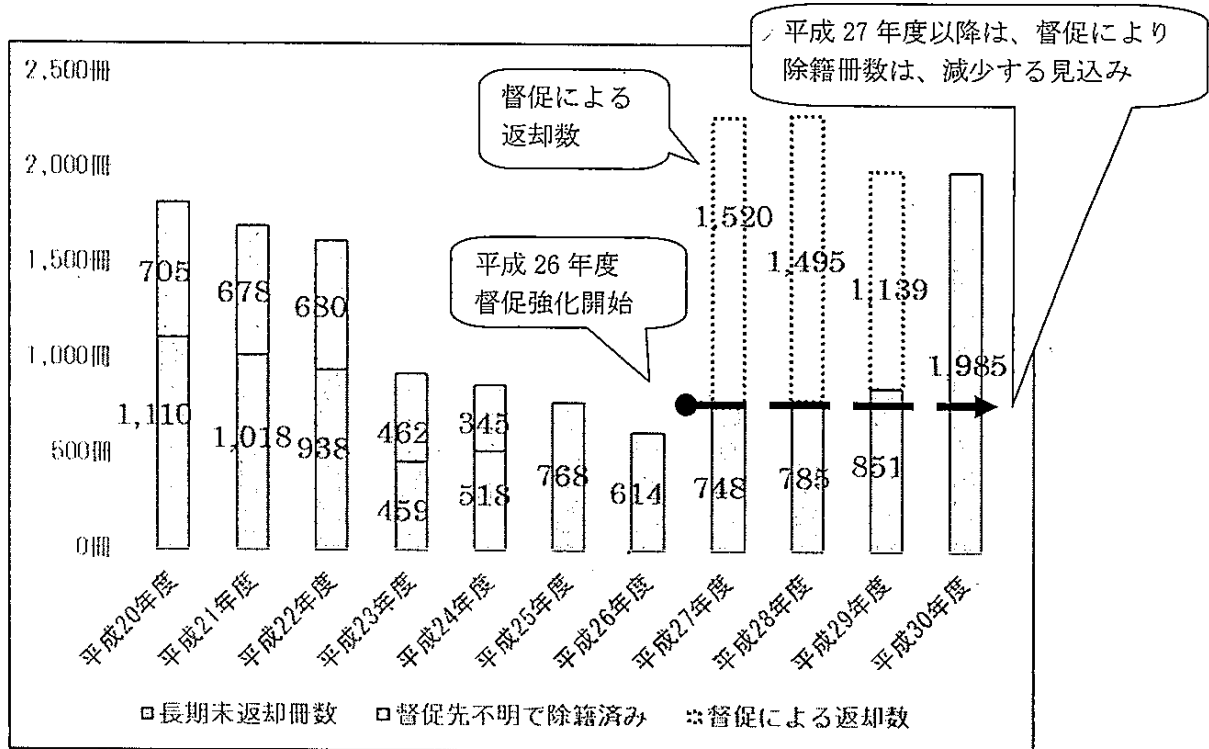
資料種別	冊数	金額
一般図書	800 冊	995,207 円
映像資料	7 冊	28,777 円
音楽資料	27 冊	57,004 円
雑誌	86 冊	60,210 円
児童図書	440 冊	526,103 円
計	1,360 冊	1,667,301 円

イ 受入金額別内訳

受入金額の範囲	冊数	金額
0 円	135 冊	0 円
1～1,000 円	455 冊	328,004 円
1,001～2,000 円	618 冊	877,718 円
2,001～3,000 円	102 冊	257,711 円
3,001～4,000 円	33 冊	111,574 円
4,001～5,000 円	8 冊	36,087 円
5,001～10,000 円	9 冊	56,207 円
計	1,360 冊	1,667,301 円

(3) 貸出年ごとの未返却冊数

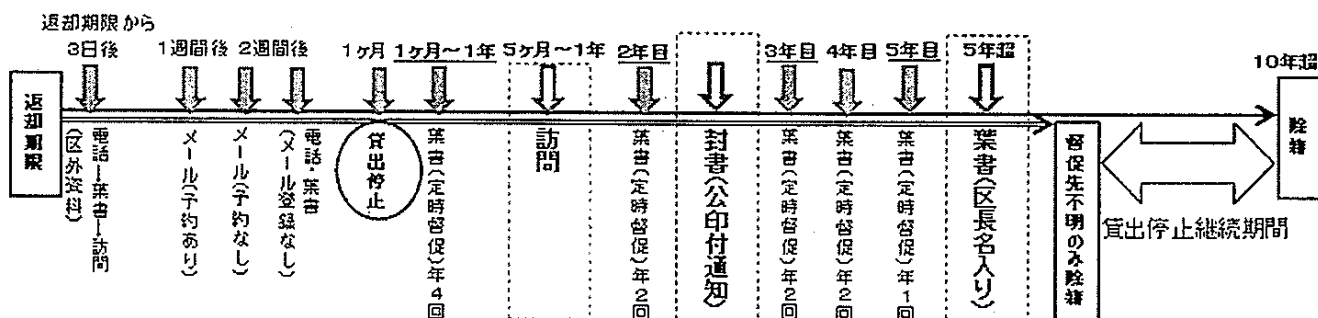
(平成29年度末時点 10,279冊、平成30年度末時点 9,794冊)



### 3 督促方法及び実績

#### (1) 督促スケジュール

- ア メール 返却期日を1週間超過時点から開始
  - イ 電話 返却期日を2週間超過時点から開始
  - ウ 葉書 返却期日を2週間超過時点から開始  
(定時督促は別途年4回 葉書デザインは下記参照)
  - エ 訪問 返却期日を5ヶ月超過時点から開始
- ※ 区外から借りた資料については、返却期日3日超過時点から開始



#### (2) 訪問督促の実績

- ア 平成30年度訪問事業では、初めて訪問する者を対象とし、一人につき1回のみでの訪問とした。不在の場合には、通知を封筒に入れて郵便受けに投函したことにより、外のチラシ等に紛れず目に留まるようになり、返却率が上がった。
- イ 令和元年度は、封筒への封入を継続するとともに、通知文に「返却期限を守ろう」をテーマに公募した標語を記載した。

	平成29年度		平成30年度	
	人数	資料数	人数	資料数
訪問対象	622人	2,038冊	556人	1,919冊
返却数	73人	237冊	183人	634冊
返却率	11.7%	11.6%	32.9%	33.0%

※ 返却率は9月末時点  
(訪問実施期間は5～8月)

【参考】督促葉書：4種類の葉書を送付（返却率が高かった順に表示）

